

福知山市入札監視委員会（平成26年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成26年7月2日（水） 午後2時10分～4時10分 福知山市市民交流プラザふくちやま3-2・3-3会議室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（大学教員）	
議 事 概 要	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度格付基準等について</li> <li>・建設工事における技術者等の配置について</li> <li>・公共工事設計労務単価に係る特例措置について</li> <li>・公共工事設計労務単価等の改正に伴う福知山市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について</li> <li>・福知山市入札制度改革等検討委員会の設置について</li> <li>・前回の課題について</li> </ul> <p>2 議事</p> <p>(1) 平成25年度（10月～3月）の入札・契約の実施状況について</p> <p>(2) 抽出工事に関する審議について</p> <p>(3) 次回抽出委員の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊多波委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）</li> </ul> <p>(4) 次回開催日程の調整</p> <p>平成26年11月25日（後日変更：平成26年11月26日）</p>	
審 議 対 象 期 間	平成25年10月1日 ～ 平成26年3月31日	
条件付一般競争入札	2件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>契約の変更は、厳密に調査し適正に対応していただきたい。</p> <p>資料2-3に変更契約額を記載していただきたい。</p> <p>指名競争入札において地域性により業者数を確保しているが、競争性が保てるよう十分検討していただきたい。</p> <p>機械設置工事等で、納入実績がある場合に最低制限価格を設けることの是非について検討いただきたい。</p>	

別 紙

「2 議事（1）平成 25 年度の入札及び契約手続きの運用並びに実施状況について」

意見・質問	回 答 等
○特になし	

「2 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係

1 都計第 33 号 多保市正明寺線（高畑工区）橋梁下部工（P 2 橋脚）工事

・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回 答 等
○変更契約の内容はどのようなものか。	変更内容としましては、工期の延長及び当初予定の施工機械では能力不足であったため機械を変更すること、当初予定していた部材をリースではなく買取りとしたことで、それに伴い金額変更が生じています。
○リースを買取りにしたとはどういうことか。	市場鋼材のリースにつきましては、仮栈橋に通常市場に出ていない部材を使用したためリースとならず、結果的に買取りとなりました。
○変更理由に、河川管理者との調整に時間を要したため工期延長するとあるが、河川管理者とは誰か。またどのような調整であったか。	河川管理者は京都府です。ただし、この現場の約 20m 下流が京都府と国土交通省の河川の管理区分の境界線が入っており、実際の河川管理者との協議としては京都府ですが、施工等状況に関しまして国土交通省との関係もあります。主には河川の構造の問題もありますが、河川管理上の施工期間の協議が大きいところです。施工期間は非出水期期間である 11 月から 5 月末までということになっております。工事期間は、準備工もあるため 10 月から 6 月としております。
○変更後の契約金額は。	当初設計金額は 90,738,900 円で、変更後契約金額は 90,474,840 円です。
○変更後の金額が当初入札の予定価格にかなり近いのは不自然に感じるが。	意図的に合わせたものではありません。強度等現場状況に合わせた変更契約です。
○変更金額 1,100 万円はかなり	当初は市場にあると積算していましたが、実際に施工

<p>高額である。部材の買取りが必要だとわかったのは、どの段階だったのか。</p> <p>○工事前の橋梁をリースで施工していたからリースで設計したのではないのか。</p> <p>○変更金額は買取りにかかるもののみか。</p> <p>○買取りした部分は、どれだけの出費か。</p> <p>○変更があるとわかれば、他の業者でもできるのではないか。このような場合再入札等どんな手続きをするのか。</p> <p>○変更の規定はどこにあるのか。変更後契約額が予定価格を超えてもいいのか。</p> <p>○変更契約を乱用しようとする可能性もあるのでは。業者が安価で落札し金額変更を迫るといった場合には、どのように対処しているのか。</p> <p>○変更協議に第三者が入っているのか。</p>	<p>業者が準備に入った段階で市場にはないとわかりました。</p> <p>仮栈橋の一部の部材のリースであるため、設置撤去となっており現場に残り続けるものではありません。</p> <p>変更金額は、買取りのみでなく、鋼矢板を打ち込みますのに地盤が固く当初予定していた施工機械の能力不足による機械変更の分も入っています。</p> <p>[変更金額の 31.7%です。]</p> <p>今回のような大規模で河川の場合には、現場条件が変わることがあり、福知山市工事契約約款で変更できることになっています。材料の鉄鋼や消費税の関係もありやむを得ない場合があります。</p> <p>変更が発生するからといって入札のやり直しは考えておりません。</p> <p>福知山市工事契約約款第 18 条第 1 項第 4 号の設計条件等実際の現場の状況が一致しない場合に該当します。</p> <p>同約款で許される範囲、あるいは変更として認める範囲というものを請負工事設計変更ガイドラインで定めており、それに相当するものは事情を聞いて変更を許しております。</p> <p>現場協議ということで、逐次受注者と発注者で協議しながらチェックし決定しています。</p> <p>主には受注者・発注者が対等の立場で協議します。特殊なものについては、ほかの技術者が入る場合もあります。</p>
---	--

<p>○変更が最初からわかっていなかったのかということが問題になる。避けられない変更なのか、設計段階の調査不足なのか厳密に調査していかなければならないのでは。</p> <p>○申請者 19 者に対し入札者が 12 者である。条件付一般競争入札であるにもかかわらず辞退という理由は。</p> <p>○業者は他に何者応札しているのかわかるのか。</p> <p>○応札者数はわからないとのことだが、もともと業者は市内でどの業者が A 等級で資格があるのかは公表しているのわかるだろう。資格要件にある「市内」を決めた規定はあるか。</p> <p>○全ての事業において、市内で施工可能であれば「市内」としているのなら、どこかできちんと決めておく必要がある。入札制度等改革検討委員会で規定をつくっていただいたら。</p>	<p>工事担当者を対象とした研修の中で、事前調査、地元調整、発注する前にすべきこと、チェック等を含め周知していますが、このような大きな現場の中でたまたま変更が出ることもあるため、今後については再度周知します。</p> <p>本案件は条件付一般競争入札で、工事概要、概算金額などの一定の条件を付して公募しております。参加資格ありの通知をする際に工事内容の詳しい設計書を添付しますので、その後自社で積算検討され、辞退されたと判断しております。辞退理由は、予定価格の範囲内で応札ができないというのが 5 者、技術者を配置できないとした者が 2 者、計 7 者ありました。</p> <p>本件は条件付一般競争入札で公募しており、業者間では応札者数はわかりません。</p> <p>業者は、登録業者が何者あるかはわかります。ただし、どこの業者がエントリーしたかはわかりません。</p> <p>福知山市の方針として、福知山市内の業者で施工可能なものは、地域経済のことも考えながら福知山市内の業者を募集するとしています。</p> <p>入札制度等改革検討委員会でも検討していきたいと考えます。</p>
--	--

2 スポ第 13 号 (過称) 福知山北部地域多目的グラウンド整備その 2 工事  
 …指名競争入札

意見・質問	回 答 等
<p>○入札額が上 2 桁まで同じだが、どう見るか。</p> <p>○本来、価格競争であるものが、最低制限価格をピタリとあてる競争になってしまっているように思う。市としてはどういう競争をさせたいのか。</p> <p>○変更契約が結構多く日常化しているので、変更契約額を資料 2-3 に加えてほしい。</p> <p>○変更落札率は。</p> <p>○地域性・小学校区を選定しなかったら、該当する A・B 等級業者は全部で何者あるのか。</p> <p>○指名を 11 者にすると決めてから校区を選ぶのか、この校区ですと 11 者になったのか。</p> <p>○地域性を考慮し 10 者に限定すると、御近所の業者ばかりになり相談しやすくなるのでは。わずか 28 者くらいであれば小さな校区を持ち出さずとも全体にしてもいいのでは。枠組み自体を考え直すのはいかがか。</p>	<p>新しい中央公契連モデルの低入札制限価格の算式を参考に最低制限価格を設定していることを公表しているため、その価格を巡って熾烈な争いがあったと見ています。</p> <p>福知山市は、最低制限価格を品質の確保や市税を有効に使っていく、またダンピング等はあるとはならないとして設定しています。業者は予定価格以下最低制限価格以上の範囲の中で価格競争していただいています。</p> <p>次回からの変更契約金額の記載は承知しました。</p> <p>変更契約額は、当初の落札率を変更設計額にかけて積算していますので、落札率は同じになります。</p> <p>この場合であれば、全部で 28 者であります。</p> <p>まず地域性の御当地があり、少なればその隣接というように外に広げております。</p> <p>工事規模に応じて、取決め事項で入札業者数を決めています。入札時には内訳書を点検し、項目がもれていないかということも点検しています。地域性については、この委員会でも広げるべきではないかと指摘をいただいていますので、入札制度等改革検討委員会での検討課題としていきたいと考えています。</p>

3 子育て第 38 号 下六人部児童センター屋根改修工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○元々は指名競争入札で、なぜ落札業者だけが応札できたのか。元々は何者指名したのか。</p> <p>○1回目入札の選定理由は。</p> <p>○地域を限定しているからこのようなことになるのだ。業者数を限定するため、競争がなくなってしまう。早急に議論いただかないと同じことの繰り返しだ。</p>	<p>1回目の指名競争入札では、価格や技術者の関係で辞退が多くありました。これはこの時期に多くの工事が発注されたため需給バランスが多少崩れたと考えています。装飾タイルなどデザイン性のあるものは価格がわかりにくいため、設計を吹き付けに変更し再度入札にかけました。市の方針で地元業者重視ということで、設計金額規模により7者を指名しました。</p> <p>建築一式のB・C等級で、施設のある下六人部小学校区とその周辺校区としました。</p> <p>御意見を真摯に受け止め、検討していきたいと思えます。</p>

4 下水工第4号 福知山終末処理場 水処理施設No.3曝気ブロワ更新工事  
・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○機器本体の代金はいくらか。</p> <p>○電気制御盤の変更の必要性は。</p> <p>○当初の設置メーカーはメンバーに入っているのか。</p>	<p>機器本体は工事費全体の約55%を占めています。</p> <p>電気制御盤の変更の必要性ですが、使用していた変圧器盤は40年前のもので3300ボルト対応となっており、現在一般的な6600ボルトに更新することで電圧硬化等を起こすことなく効率化を図ります。当然40年を経過しておりますので耐用年数の倍を経過しており更新する必要性ありと考えました。</p> <p>[当初は、株式会社荏原製作所が自社製品を設置しており、今回もメンバーに入っております。]</p>

<p>○受注生産とあるが、落札業者がどこからか購入するものなのか。</p>	<p>機器につきましては、仕様書に適合していればメーカーは問いませんので、入札業者がどこから取り寄せるかはわかりません。</p>
<p>○機器が自社製品であれば、工期は延ばさなくてもいいのでは。</p>	<p>今回は自社製品ではなく川崎重工業株式会社の機器を導入します。</p>
<p>○入札で予定価格を超えるため辞退する業者がある一方、最低制限価格未満の業者もある。最低制限価格は予定価格の 85.74%となっていますが、山田工業株式会社はどうして読み間違えているのか。</p>	<p>山田工業株式会社の入札額については、いろいろな納入実績を勘案された結果だと思いますが、こちらではわかりません。</p>
<p>○山田工業株式会社は過去に納入実績はあるのか。</p>	<p>過去に福知山市への納入実績はあります。</p>
<p>○機器のリースはできないのか。</p>	<p>受注生産品であるため、リースは考えていません。水処理機械であるため国の交付金が 55%となっており、更新か長寿命化かを比較検討しましたが、40年を経過し部品もないため更新としました。</p>
<p>○最低価格未満の応札に対して調査は行っているか。ぜひ調査いただきたい。</p>	<p>行っていません。</p>
<p>○そもそも機械類ということで、最低制限価格を設ける必要があるのか。参加しているのは実績のある業者が多い。ものの性質によってその考慮があってもいいのでは。実績がある場合に最低制限価格を設けることについてぜひ検討いただきたい。</p>	<p>下水道の事業には特殊なものが多くあります。上下水道部においても本庁と連動しているため、独自に行うことはできないため、市全体として考えていきたいと思えます。</p>

5 水道工第17号 市道川北荒木線 上水道配水管布設替工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○落札率が高いというより、最低制限価格がなぜこの価格なのか。最低制限価格は、大体予定価格の84%~85%のようだがこの案件では87.55%である。</p>	<p>最低制限価格を設定するときに、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費に掛ける算式があり、配水支管 DIP-NSφ200 が高価であったため、87.55%になったのではと推測します。</p>
<p>○材料費については下げられないということか。</p>	<p>材料費は直接工事費の95%となっています。</p>
<p>○以前の最低制限価格の計算式でいくとこのあたりの価格になるのか。</p>	<p>最低制限価格の計算式は公表しているので、たまたまたくさんの失格者が出たと見えています。</p>
<p>○集計表のNo.2、No.9の案件が類似しているが、この案件の応札状況はどうなっているか。</p>	<p>次回に提示します。 〔入札結果については、市ホームページ上において公開しています。〕</p>
<p>○最低制限価格によって、応札額が一番高額な業者が落札するというような結果になっていることを疑問に思わないのか。何の意見もないのか。</p>	<p>あくまでも入札の結果です。 例え予定価格で落札したとしても、落札は落札となっています。業者が積算する中で、工事内容が利益率との兼ね合いで最低に寄り付いていき、その結果として最低制限価格を下回ったということだと見ております。予定価格が設定されている以上、効率のいい入札ではなかったと思いますがいたしかたがない。</p>
<p>○問題意識をもって市民目線で考えていかなければならない。このようなことが繰り返されるのはいかなるものか。</p>	<p>自治体によっては、低入札価格調査というものがあります。福知山市は事務上の都合もあり採用していません。何とか考えられないかと検討したのですが実施に到っていません。</p>
<p>○地域性をやめ、入札業者を増やすことが肝心である。</p>	<p>検討していきたいと考えています。</p>



<p>○入札業者を増やせば入札価格がもっと高くなる可能性も出てくる。今回のように高い金額で落札という可能性はないように思う。</p>	
--	--

※ [ ] 書については、後日回答したものです。